

宮田村特殊詐欺等被害防止対策機器設置等補助金交付要綱をここに公布する。

令和 年 月 日

宮田村長

宮田村告示第 号

宮田村特殊詐欺等被害防止対策機器設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特殊詐欺、悪質な電話勧誘等による被害を未然に防止するため、特殊詐欺等被害防止対策機器等の設置等に係る費用の一部を補助することについて、村費補助金等交付規則(昭和39年宮田村規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、村内に住所を有する者であって、次のいずれにも該当する者をいう。ただし、村長が必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 申請時において、同一世帯に65歳以上の者がいること
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた世帯に属していないこと
- (3) 世帯員全員が村税等を滞納していないこと

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 架電者に対して事前に通話を録音する旨を自動的に知らせる機能及び通話の内容を自動的に録音する機能を有する機器等の購入及び設置費
- (2) 被害を引き起こす可能性のある通話を拒否することを設定できる機能等を有する機器等の購入及び設置費
- (3) 被害を引き起こす可能性のある通話を拒否することを設定できるサービス等を使用した際に発生する使用料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助交付対象(消費税及び地方消費税を含む。)の額とし、10,000円を上限とする。ただし、前条3号については使用料の12ヶ月分とし、10,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) パンフレット等機器等の機能等がわかる書類
- (2) 領収書等支払をしたことを証する書類又は使用料の月額又は年額がわかる書類
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第6条 村長は前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。